

令和4年9月1日

保護者 各位

岡山県立水島工業高等学校
校長 森 尚 貴

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱い等について

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられる場合
※コロナワクチン接種に伴う副反応であるかに関わらず発熱等の症状が見られるときは、これに該当する。
- (4) 児童生徒等の同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）※9月1日現在で「レベル2」です。
- (5) 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合。

※出席停止とする期間

- (1) については、保健所等が指示する日まで、
- (2) については、濃厚接触者として待機を求められている期間
※オミクロン株の場合は、陽性者との最終接触日から5日間
- (3) 及び(4) については、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の疑いなくなるまで
- (5) については、濃厚接触者の取扱いに準ずる。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合
- (3) ワクチン接種に伴う副反応で、発熱等の風邪症状以外の腕の痛み等の症状があり、主治医や学校医と相談し、登校を控えるべきと判断された場合

3 濃厚接触者及び濃厚接触者に準ずる生徒の自宅待機期間について

自宅待機期間は、最終暴露日（感染者と最終接触日または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方）を0日として5日間（出席停止の扱い）とします。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事了承されたものを必ず用いる）（※）を用いた検査で、保護者が陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機の解除を可能とします。登校の際には、保護者から学校へ電話連絡をお願いします。

また、部活動の大会等に出場するときも同様となりますが、大会規定により参加できない場合もありますので、事前に部活動顧問に連絡確認をお願いします。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をするなど、感染対策の徹底をお願いします。

- ※・抗原定性検査キットは自費検査とします。
- ・薬事承認された検査キットの情報（厚生労働省ホームページ）

4 協力いただきたい感染防止対策

- (1) 登校前の検温の徹底（発熱や咳等の症状がある場合は登校を控えてください。）
- (2) 身体的距離の確保（「レベル2」では1mを目安）
- (3) マスクの着用・咳エチケット（校内及び公共交通機関を利用する場合は着用）
- (4) 手洗い・うがい・手指消毒の励行
- (5) 黙食（食事中は会話を控えてください。）
- (6) 換気

5 その他

出席停止期間が終了し、再登校時には「新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての連絡票」の提出をお願いします。この連絡票は本校HPからダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合は再登校後に担任まで申し出ていただければ、用紙をお渡ししますので、記入後に提出をしてください。この用紙が提出されて「出席停止」となりますので、早急に提出していただくようお願いします。